



# 昭和支部報

HPアドレス <https://www.showa-z.com/>

令和6年11月1日

第296号

発行責任者 支部長 鈴木 寿枝

編集責任者 副支部長 赤堀 智信

発行所 名古屋税理士会昭和支部

印刷所 共生印刷株式会社



(タロウ)

## ひまわり

昭和支部の会務に参加するようになってから、7期14年広報部に所属し続け、8期目にして広報担当副支部長を拝命しました。長い間、広報部に携わってきて、今感じることは、どれだけの方が支部報を読んでくれているのだろうか？ということです。

部員、部長の時は支部報を作ることが広報部の仕事だと思っていたので、特に疑問も持たず自分に与えられた仕事をこなすだけでした。立場が変わり、副支部長になって、いかにたくさんの方に読んでもらえるかを考えるようになりました。

現在、紙の広報誌を郵送で受け取っている方は35名程度。その他の方は、ホームページか支部報発行メールに添付されたものを見ることになります。果たして紙で受け取っていない方の何人がホームペー

ジ等から支部報を読んでいるのでしょうか。昭和支部の会員数の1割にも満たない人しか見えない支部報に存在意義はあるのでしょうか？

支部報は令和7年7月号が300号となります。長い間、引き継がれてきたこの支部報ですが、このままであれば存続させる意味があるのかどうか疑問です。支部からのお知らせはホームページで確認できます。その他の要素が支部報にあると言っても読む人がいなければ意味がありません。

このコラムを読んで、『毎号ちゃんと読んでるから大丈夫だよ』という声をたくさん聞ければ良いのですが…。

(広報部 赤堀 智信)

# 研修部だより

## 研修報告

### 令和6年9月12日研修

令和6年9月12日に瑞穂文化小劇場にて、弁護士 内田 久美子氏を講師に迎え、「税理士損害賠償訴訟を含む最近の注目判例」というテーマで研修会が行われました。

### 令和6年10月11日研修

令和6年10月11日に瑞穂文化小劇場にて、不動産鑑定士 鎌倉 靖二氏を講師に迎え、「税理士を悩ませる 相続・贈与の土地評価実務Q&A」というテーマで研修会が行われました。

## 研修案内

令和6年11月と12月に行われる研修の案内です。ぜひ研修会にご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

### 令和6年11月8日研修

#### ○テーマ

「極めつけ法人税実務－知らないでは済まされない事項の再点検－」

#### ○研修内容

法人税実務で税理士が確認しておくべき重要事項を解説します。

1. 法人税関係の税賠事例と予防策  
－ヒヤリハットの回避－
2. 法人税実務の留意事項の総点検  
－最近ホットな留意事項・賃上げ税制・(中小企業でも使える)研究開発税制－
3. 「自主点検チェックシート」の要点 ほか

#### ○講師

税理士 上西 左大信 氏

#### ○講師略歴

1957年10月大阪市生まれ  
1980年京都大学経済学部卒業  
政府税制調査会特別委員、政府税制調査会・専

門家委員会特別委員、法制審議会民法(相続関係)部会委員、中小企業政策審議会臨時委員、中小企業庁・事業承継協議会(相続関連事業承継法制等検討委員会)委員、総務省・償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会委員、税理士試験(第61回・第62回・第63回)試験委員、日本税理士会連合会・調査研究部部長、同特命委員、公益財団法人日本税務研究センター常務理事ほか

### 令和6年12月6日研修

#### ○テーマ

「名義財産(預貯金・株式等)の帰属の判定と重加算税及び相続税の調査」

#### ○研修内容

1. 名義財産の帰属
  - (1)財産の帰属判定の基準
  - (2)預貯金の帰属判定
  - (3)株式の帰属判定
  - (4)名義不動産・所有者不明土地
2. 重加算税の課税要件と税務調査
  - (1)重加算税の賦課要件
  - (2)名義預金等についての重加算税
  - (3)名義財産に係る重加算税の税務調査への対応

#### ○講師

税理士 堀内 眞之 氏

#### ○講師略歴

昭和29年(1954年)6月22日生まれ  
大阪市立大学法学部卒業  
大阪国税局国税訟務官室国税実査官(平成元～4、11～13)。審理専門官【資産税】(平成13～15、22～27)。大阪国税不服審判所国税審査官(昭和61～平成元、15～22)。平成27年3月、大阪国税局審理課国税実査官。平成28年3月退官。同年5月、堀内眞之税理士事務所開設。近畿大学法学部大学院非常勤講師(相続税法研究)(平成29年度～令和6年度)近畿税務研究センター研究員





長久手市2班  
森平 圭

はじめまして。この度、昭和支部に入会致しました森平圭と申します。

昨年12月に官報合格をしまして、今年6月に税理士登録となりました。

元々一般の事業会社に勤めておりました、勤務期間はまだ会計業界よりも一般企業での勤務期間のほうが長い状態です。税理士を目指しましたのも、事業会社で営業職から経理部門に異動になり、その後子会社で事務職の管掌を務めることになったことが始まりです。子会社の社長に事業報告や対応を行う中で、中小企業の経営者の方への助力・支援ができる職務をしたいと感じたのがきっかけでした。

出身は名古屋市ですが、大学卒業後の事業会社の勤務で、長野県・和歌山県・大阪府・兵庫県等々勤務地を転々とし、会計事務所としての勤務も当初大阪で勤めていました。その後結局、出身地の名古屋に戻ってくることとなりました。

私生活では、長い受験期間だったこともありまして、この2年程は神社巡りなどの小旅行や、能楽や演劇などの鑑賞にはまっています。又、今年から新たにお茶をはじめています。

元々興味はありましたが、この年齢で今からといったこと等気後れしていましたが、今更気になることもないと茶道教室に通い始めることとなりました。

いろいろなことに興味を持ち、今までの人間関係とは全く異なった方達との交流は、公私ともに刺激となっております。

現在は、長久手市の会計事務所に勤務し、これまでの様々な経験実績を生かして業務を行う一方、業務の改善や資質の向上に向けての研修・勉強を行い、研鑽に努めております。

税理士登録をしてから、税務会計の専門家としてより一層職務に対して責任を感じており、信頼に応えるよう業務を行っていく所存であります。

今後ともどうか宜しくお願い致します。

## 税を考える週間 のお知らせ

税を考える週間 (11月11日から17日)

これからの社会に向かって



期間中、国税庁ホームページで  
様々な情報を提供しています。

詳しくは、国税庁ホームページを  
ご覧ください。

<https://www.nta.go.jp>

税を考える週間

検索



## 【9月の月例集会】

令和6年9月12日(木)

瑞穂文化小劇場

### (昭和税務署より連絡事項)

相続税申告におけるe-Taxの積極的な利用について

### (支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会予定について

厚生部：支部日帰り旅行について

総務部：今後の予定について

### (研修内容)

テーマ：「税理士賠償訴訟を含む最近の注目判例」

講師：和田倉門法律事務所

パートナー弁護士 内田 久美子 氏

## 【10月の月例集会】

令和6年10月11日(金)

瑞穂文化小劇場

### (昭和税務署より連絡事項)

1. 「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の発送日について
2. 年末調整関係用紙の交付開始時期について
3. 年末調整説明会における講師派遣について
4. 「年末調整がよくわかるページ」について
5. 年末調整手続の電子化の促進について
6. 経理業務のデジタル化について

### (支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会予定について

総務部：今後の予定について

税対部：無料相談について

厚生部：支部日帰り研修旅行について

租推委：租税教室講師の養成研修について

### (研修内容)

テーマ：「税理士を悩ませる 相続・贈与の土地評価実務Q&A」

講師：不動産鑑定士 鎌倉 靖二 氏

## 訃 報



### 森 博彦 会員

瑞穂4班

令和6年10月1日ご逝去 享年69歳  
平成1年9月20日 税理士登録

## 支部からのお知らせ

### ・11月月例集会及び研修会のご案内

日 時：令和6年11月8日(金)  
13時30分より

場 所：天白文化小劇場

研 修 会：「極めつけ法人税－知らないでは済まされない事項の再点検－」

講 師：税理士 上西 左大信 氏

### ・12月月例集会及び研修会のご案内

日 時：令和6年12月6日(金)  
13時30分より

場 所：瑞穂文化小劇場

研 修 会：「名義財産(預貯金・株式等)の帰属の判定と重加算税及び相続税の調査」

講 師：税理士 堀内 眞之 氏

※ZOOMウェビナーで同時配信予定

※月例集会のご案内はメール配信システムにおいて配信するとともにホームページにも掲載します。

※今後も様々なご案内をメール配信システムにてご連絡しますので、未登録の会員の方は早急にご登録いただきますようお願い申し上げます。

尚、登録の方法がご不明な場合は支部事務局までお問い合わせください。登録方法をご案内いたします。

## 編集後記

『暑さ寒さも彼岸まで』…今年の夏は猛烈に暑かったですが、この言葉どおり秋のお彼岸が過ぎた頃から秋の空気に変わり、過ごし易くなりました。ウィキペディアによればこの慣用句の意味を転じて、「辛いこともいずれ時期が来れば去っていく」という意味として使われることも決して少なくないとのこと。辛いこと(確定申告)もいずれ時期(3月15日)が来れば去っていくと気づき、今から春のお彼岸が待ちどおしいです。(上原 久子)